



# 大津市公報

令和2年9月15日  
号外(第57号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
97 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
98 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
99 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	2
100 大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	2
101 大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	9
102 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則.....	12
103 大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則.....	12
<b>企業局管理規程</b>	
20 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....	12
21 大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....	13

## 規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第97号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する断続的な」に改める。

第8条の3第2項第2号中「。以下「育休条例」という。」を削る。

第13条第1項第7号中「3月」を「1年」に改め、同項第19号中「6月15日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附則第4条を附則第5条とし、附則第3条を附則第4条とし、附則第2条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う特別休暇の特例)

**第3条** 令和2年1月1日から同年9月30日までの間に結婚した職員の当該結婚に係る第13条第1項第7号の休暇の期間は、同号の規定にかかわらず、当該結婚をした日から令和3年9月30日までの間における連続する7日の範囲内の期間とする。

#### 附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定、第8条の3第2項第2号の改正規定及び第13条第1項第19号の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第98号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「3月」を「1年」に改め、同項第19号中「6月15日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う特別休暇の特例)

2 令和2年4月1日から同年9月30日までの間に結婚した会計年度任用職員の当該結婚に係る第9条第1項第7号の休暇の期間は、同号の規定にかかわらず、当該結婚をした日から令和3年9月30日までの間における連続する5日の範囲内の期間とする。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第9条第1項第19号の改正規定は、公布の日から施行する。

-----  
大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第99号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

-----  
大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第100号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改める。

第8条を次のように改める。

(入所等の依頼等)

第8条 法第30条第1項ただし書、第33条第2項、第34条第2項又は第36条第2項の規定により入所等の依頼をし、又は入所等の委託(次項に規定するものを除く。)をしようとするときは、その施設の長又は私人に対し、様式第12号の規定による依頼(委託)書を送付するものとする。

2 法第30条第1項ただし書の規定により日常生活支援住居施設に対して入所の委託をしようとするときは、日常生活支援住居施設の長に対し、様式第12号の2の規定による依頼書を送付するものとする。

3 前2項の規定による依頼(委託)書の送付を受けた施設の長又は私人は、受諾又は受託の可否について、様式第12号の3又は様式第12号の4の規定による書面により福祉事務所長に対して通知するものとする。

第16条中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」に改める。

様式第7号中

「

別 途 送 金 額

施設事務費		
-------	--	--

を

」

別 途 送 金 額

施設事務費 委託事務費		
----------------	--	--

に改

める。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号(第7条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>(所 属) 大津市福祉事務所</p> <p>(職氏名)</p> <p>立入調査票</p> <p>大津市福祉事務所長</p> <p>年 月 日 交付</p> <p>年 月 日 生</p> <p>印</p>	<p>写 真</p>
---	------------

90mm

64mm

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

(報告、調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2~4 (略)

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

注 意

一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不用になったときは、速やかに、返還しなければならない。

様式第12号(第8条関係)

収容等依頼(委託)書

第 号  
年 月 日

様

大津市福祉事務所長 

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第30条第1項ただし書・第33条第2項 第34条第2項・第36条第2項 の規定により下記の者の保護を  
貴施設(あなた)に依頼(委託)します。

記

世帯主氏名		本人との 続 柄	扶助の種類
本 人	氏 名		1 生活扶助 保護費
	生年月日	年 月 日	生活保護費 円
	本 籍 地		施設事務費 円
	住 所		自己負担額 円
	教育程度	特殊技能	2 住宅扶助(宿所提供) 施設事務費 円
参 考 事 項			3 医療扶助 医療の給付 本人支払額 円
			4 生業扶助 就労のために必要 な施設の供用 生業に必要な技 能の授与 施設事務費 円

- 注 1 扶助の種類欄は、依頼又は委託する扶助の種類を で囲むこと。  
2 保護台帳、ケース要約記録を添付すること。

様式第12号の次に次の3様式を加える。

様式第12号の2(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

大津市福祉事務所長



日常生活支援の委託について(依頼)

次の者については、生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により貴施設に入所させ日常生活支援の実施を委託したいので、折り返し、回答願います。

(フリガナ)	年 月 日生
被(要)保護者氏名	(重点的要支援者に 該当 ・ 非該当)
(世帯主 ・ 世帯主以外)	
摘要	

注意 本依頼書により施設が委託の依頼を受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒むことはできません。

備考
上の者を含め同じ居室に入居する同一世帯の人数 人

様式第12号の3 (第8条関係)

承諾(不承諾)書

年 月 日

(宛先)

大津市福祉事務所長

施設長又は受諾者

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって依頼のありました被保護者の収容(利用)について下記のとおり回答します。

記

被 保 護 者 氏 名	
収容(利用)の可否	承 諾                      不承諾
収容(利用)開始	年    月    日
不承諾の理由	
その他参考事項及び連絡事項	

様式第12号の4(第8条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市福祉事務所長

施設所在地.....

施設名.....

施設長.....

日常生活支援の委託について(回答)

年 月 日付け 第 号により依頼のあった次の者については、支援を受託しました  
支援を受託できませんでした  
ことを回答いたします。

被(要)保護者氏名		
入所日	年	月 日
支援の委託開始日	年	月 日
支援を受託できなかった場合、その理由		
備考		
上の者を含め同じ居室に入居する同一世帯の人数 人		



-----  
大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第101号**

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成21年規則第52号)の一部を次のように改める。

第13条中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>(所 属) 大津市福祉事務所</p> <p>(職 氏 名)</p> <p>立 入 調 査 票</p> <p>大津市福祉事務所長</p> <p>年 月 日 交付</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p style="text-align: center;">写 真</p>
---	--

90mm

64mm

(裏)

この証票を携帯する者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第二十八条の規定により立入調査をする職権を行うものである。

(報告、調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 3 4 (略)

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

注 意

一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不用になったときは、速やかに、返還しなければならない。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号(第13条関係)

(表)

大津市長 立入検査票 年 月 日 交付 印	第 号 (所 属) 大津市 部 課 (職 氏 名) 年 月 日 生	写 真 
--------------------------------	--	---

(裏)

この証票を携帯する者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十四条又は第五十四条(第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職権を行うものである。

(報告の徴取及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 (略)

(報告等)

第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に關して必要があるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実際に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二(略)

2 4 (略)

5 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業業者に係るものを除く。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを除く。))について準用する。この場合において、第五十条及び第五十一条第一項中、「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十一条第一項中、「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中、「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、同項中、「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは、「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中、「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中、「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示を怠り、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

注意

一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不用になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

附 則

- この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則様式第4号及び様式第11号による証票は、当該証票に記載された有効期間が満了するまでの間は、改正後の大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則様式第4号及び様式第11号による証票とみなす。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第102号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

当該申請に係る建築物が次のアからウまでのいずれかに該当する場合にあっては、工場・危険物調書(様式第2号)

ア 原動機を使用する工場の用途に供する建築物

イ 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物

ウ ア又はイに該当する建築物であって法第86条の7第1項又は法第87条第3項の規定の適用を受けるものと同一敷地内にある建築物

第13条第4項及び第13条の2第1項中「第1条の3第1項の表2の(三十)項」を「第1条の3第1項の表2の(二十九)項」に改める。

第13条の3第1項中「第8条第2項ただし書」を「第8条第3項」に改める。

第15条第4号中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月15日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第103号

大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則

大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則(平成24年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「成果に」を「国土調査の成果に」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年9月29日から施行する。

### 企 業 局 管 理 規 程

#### 大津市企業局管理規程第20号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第14条第1項第7号中「3月」を「1年」に改め、同項第20号中「6月15日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う特別休暇の特例)

3 令和2年1月1日から同年9月30日までの間に結婚した職員の当該結婚に係る第14条第1項第7号の休暇の期間は、同号の規定にかかわらず、当該結婚をした日から令和3年9月30日までの間における連続する7日の範囲内の期間とする。

#### 附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項第20号の改正規定は、同年9月15日から

施行する。

-----  
**大津市企業局管理規程第21号**

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第9条第1項第7号中「3月」を「1年」に改め、同項第19号中「6月15日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う特別休暇の特例)

- 令和2年4月1日から同年9月30日までの間に結婚した会計年度任用職員の当該結婚に係る第9条第1項第7号の休暇の期間は、同号の規定にかかわらず、当該結婚をした日から令和3年9月30日までの間における連続する5日の範囲内の期間とする。

**附 則**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第9条第1項第19号の改正規定は、同年9月15日から施行する。